

甲南大学会計大学院規則

〔平成17年12月5日〕
認 可
改正 平成24年2月24日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、甲南大学専門職大学院規則（以下「専門職大学院規則」という。）に基づき、ビジネス研究科（以下「会計大学院」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。
(自己評価等)

第2条 会計大学院の自己点検及び評価については、専門職大学院規則の定めるところによる。
(会計大学院の使命・目的及び教育目標)

第3条 会計大学院は、甲南学園の建学理念である「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育の率先」、「世界に通用する紳士・淑女たれ」をもとに、会計専門職養成のための高度の専門性をもつ深い学識及び、卓越した能力を培う教育を行うことを使命・目的とする。かかる使命・目的を実現するため、会計大学院の教育目標は、甲南大学の伝統と実績を基盤に、高い倫理観を持ち、国際感覚と IT 能力を備えた会計専門職を養成することにある。

(標準修業年限)

第4条 会計大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第5条 会計大学院の在学期間は、4年を超えることができない。

第2章 教員組織

(教員組織)

第6条 会計大学院における授業及び指導は、会計大学院の専任の教授、准教授、講師、助教及びみなし専任教員(以下「会計大学院専任教員」という。)と本学学部専任教員及び非常勤教員が、これを担当する。

- 2 前項の会計大学院専任教員のうち相当数は、専攻分野における会計実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下「実務家教員」という。)とする。
- 3 実務家教員は、常勤の実務家教員又は年間6単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心にカリキュラム編成等の運営に責任を持つ常勤でない専任の実務家教員(みなし専任教員)とする。
- 4 第1項に規定する非常勤教員は、兼任教授及び特別講師とする。
- 5 採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第3章 運営組織

(会計大学院教授会)

第7条 会計大学院の管理運営に関する事項を審議するため、会計大学院教授会を置く。

- 2 会計大学院教授会に関する規程は、別に定める。

(会計大学院長)

第8条 会計大学院に研究科長(以下「会計大学院長」という。)を置く。

- 2 会計大学院長候補者の選出等に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第8条の2 会計大学院に次の委員会を設置する。

- (1) 企画委員会
 - (2) 入試委員会
 - (3) 自己点検・評価委員会
 - (4) FD委員会
 - (5) 情報公開委員会
- 2 各委員会の運営細則は、別に定める。

(企画委員会)

第8条の3 会計大学院の人事政策及びカリキュラムに関することを検討するため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、委員長と4名の委員で構成し、会計大学院長が委員長となる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 4 企画委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 人事全般に関する事項
 - (2) カリキュラム編成に関する事項
 - (3) その他人事政策及びカリキュラム全般に関わる事項
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を教授会に報告しなければならない。

(入試委員会)

第8条の4 会計大学院の入学試験の実施と制度の検証を行うため、入試委員会を置く。

- 2 入試委員会は、委員長と3名の委員で構成し、会計大学院長が委員長となる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 4 入試委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 入学試験実施に関する計画の策定
 - (2) 入学試験大綱の検討
 - (3) 入学試験制度の検証と改善の提案
 - (4) その他入学試験に関する事項
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を教授会に報告しなければならない。

(自己点検・評価委員会)

第8条の5 会計大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会は、委員長と3名の委員で構成し、委員長は会計大学院長が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 4 自己点検・評価委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 教育・研究に関する活動状況の調査
 - (2) 組織、施設・設備、管理運営の状況に関する調査
 - (3) 自己点検・評価にかかる報告書の作成
 - (4) その他自己点検・評価に必要な事項
- 5 委員長は、前項の任務を達成するため必要に応じて小委員会を設けることができる。
- 6 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を教授会に報告しなければならない。

(FD委員会)

第8条の6 会計大学院のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動が継続的に実行されるよう、FD委員会を置く。

- 2 FD委員会は、委員長と2名の委員で構成し、委員長は会計大学院長が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 4 FD委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) FD活動の企画立案
 - (2) FD活動に関する情報の収集と提供
 - (3) FD活動の評価
 - (4) その他FD活動に必要な事項
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を教授会に報告しなければならない。

第8条の7 会計大学院長は、必要があるときは、教授会の議に基づき、第8条の2に定める委員会以外の委員会を設けることができる。

第4章 収容定員

(収容定員)

第9条 会計大学院の収容定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
ビジネス研究科会計専攻	30名	60名

第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第10条 学年・学期及び休業日については、専門職大学院規則の定めるところによる。

第6章 教育方法等

(教育課程)

第11条 会計大学院は、その目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(少人数授業)

第12条 会計大学院が一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とするものとする。

(教育方法等)

第13条 会計大学院の教育方法等は、専門職大学院規則の定めるところによる。

(授業科目の基準、単位数及び履修方法)

第14条 会計大学院で開設する授業科目は、基礎科目、発展科目及び応用・実践科目とする。

2 前項の授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別表第1に定める。

第15条 学生は、在学期間中に会計大学院所定の授業科目について所定の単位を修得しなければならない。

(単位の認定)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、筆記試験、口述試験、報告等により、その合格者に単位を与えるものとする。

2 単位修得の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績の区分)

第17条 各授業科目の成績は、秀・優・良・可及び不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 会計大学院の成績評価基準等の明示は、専門職大学院規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第19条 会計大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第1に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第20条 会計大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が会計大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、専門職大学院規則の定めにかかわらず、24単位を超えない範囲で会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 会計大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、会計大学院に入学した後の会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学、転入学等の場合を除き、会計大学院において修得した単位以外のものについては、専門職大学院規則の定めにかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により会計大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて24単位を超えないものとする。

第7章 修了要件

(会計大学院の課程の修了要件)

第22条 会計大学院の課程の修了要件は、会計大学院に2年以上在学し、52単位以上を修得す

ることとする。

(会計大学院における在学期間の短縮)

第23条 会計大学院は、第21条第1項の規定により会計大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を会計大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により会計大学院の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で会計大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第8章 入学、退学、転学、休学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年又は学期初めとする。

(入学の資格)

第25条 会計大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、会計大学院の授業を履修するに相当と認められた者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国の大学を卒業したもので、第1号と同等以上の学力を有する者
- (4) 学校教育法施行規則の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- (5) その他会計大学院において第1号と同等以上の学力があると認められた者

第26条 入学を志願する者は、所定の入学願書及びその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第27条 入学を志願する者に対しては、選抜を行うものとし、選抜の方法は別に定める。

2 前項の選抜による合格者の決定は、会計大学院教授会及び専門職大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第28条 前条に定める選抜の結果合格し、所定の期日までに入学に必要な所定の入学手続を行った者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、会計大学院教授会及び専門職大学院委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 会計大学院を退学した者で再び会計大学院に再入学を希望する者
 - (2) 他の会計大学院に在学し、会計大学院に転入学を希望する者
- 2 前項により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、会計大学院教授会において認定する。

(退学)

第30条 退学を願い出る者は、その理由を付して会計大学院長に届け出なければならない。

2 退学の許可は、前項の届出に基づき、会計大学院教授会の議を経て行う。

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により修学することができない者は、会計大学院長を経て、休学許可を受けて休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、会計大学院教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、継続して2年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して会計大学院の標準修業年限を超えることができない。

(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅し、復学を願い出る者は、会計大学院長を経て、復学許可を受けなければならない。

(留学)

第 34 条 外国の会計大学院等に留学を希望する者は、会計大学院長を経て、留学許可を受けなければならない。

(除籍)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会計大学院教授会及び専門職大学院委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 納付すべき授業料等を所定の期日までに納付しない者
- (2) 会計大学院が規定する在学期間 4 年を超えた者
- (3) 会計大学院が規定する休学期間を超えた者

(復籍)

第 36 条 前条第 1 号により除籍された者が除籍の日から 1 年以内に復籍を願い出たときは、会計大学院長を経て、復籍許可を受けなければならない。

第 9 章 入学受験料、入学金、授業料、施設設備費、在籍料及び研修料

(入学受験料)

第 37 条 会計大学院に入学を志願する者(外国人留学生を含む。)は、別表第 2 に定める入学受験料を納付しなければならない。

(入学金)

第 38 条 会計大学院の入学選抜に合格した者(外国人留学生を含む。)は、別表第 2 に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料、施設設備費、在籍料及び研修料)

第 39 条 学生は、別表第 2 に定める授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

- 2 休学中の者は、別表第 2 に定める在籍料を納付しなければならない。
- 3 会計大学院研修生は、別表第 2 に定める研修料を納付しなければならない。

(徴収方法)

第 40 条 入学受験料並びに入学金、授業料、施設設備費及び在籍料(以下「学費等」という。)の徴収方法については、別に定める。

(納付した学費等)

第 41 条 納付した学費等は、返還しない。

第 10 章 情報公開

(情報公開委員会)

第 42 条 会計大学院に、情報公開委員会を設置する。情報公開委員会は、委員長と 2 名の委員で構成し、委員長は会計大学院長が指名する。

- 2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。議事については、構成員の過半数をもって決するものとする。

(公開情報)

第 43 条 会計大学院の運営等に関する基本情報は、会計大学院のホームページ上で公開するものとする。

- 2 公開する内容については、毎年度初めに、情報公開委員会の提案に基づき、教授会で決定する。(開示手続)

第 44 条 委員長は、委員会の議を経て、会計大学院の運営に関する文書(会計大学院の教職員が職務上作成し、又は取得した文書・図面・電磁的記録であつて、当該教職員が組織的に用いるものとして、会計大学院が所有しているもの)の開示に関する申立てがあつた場合、開示申立に係る文書の内容、開示申立の理由等を踏まえて、会計大学院の運営に与える支障の有無その他開示を相当としない事由の有無等を調査して、開示の可否について院長に答申する。院長は、教授会の議を経て、学長に報告し、学長がこれを行うものとする。

- 2 前項の場合、学生、教員、職員等の個人情報に関する事項、会計大学院の運営に支障を生じうるおそれのある事項その他社会的にみて開示を相当としない事項については開示をしないもの

とする。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

授業科目		単位数	備考		
財務会計系	基礎科目	国際会計の基礎	2		
	発展科目	国際会計基準Ⅰ（概念フレームワーク）	2	区分A （国際科目） 2単位以上 選択必修	
		国際会計基準Ⅱ（個別基準）	2		
		英文簿記会計	2		
	応用・実践科目	英文財務諸表	2		
	基礎科目	簿記入門	2	12単位以上 選択必修	
		簿記Ⅰ（個別財務諸表）	2		
		簿記Ⅱ（連結財務諸表）	2		
		財務会計演習Ⅰ（個別財務諸表）	2		
		財務会計の基礎	2		
		財務諸表Ⅰ（個別財務諸表）	2		
		財務諸表Ⅱ（連結財務諸表）	2		
	発展科目	財務会計演習Ⅱ（連結財務諸表）	2		
		財務会計演習Ⅲ（特殊会計）	2		
		簿記Ⅲ（特殊会計）	2		
財務会計実務		2			
財務諸表Ⅲ（特殊会計）		2			
中小会社会計基準		2			
応用・実践科目	知的財産会計	2			
	会計情報システム	2			
	会計ディスクロージャー（情報開示制度）	2			
	公会計	2			
管理会計系	基礎科目	管理会計の基礎	2	8単位以上 選択必修	
		原価計算入門	2		
		原価計算Ⅰ（総論）	2		
		原価計算Ⅱ（総合原価計算）	2		
	発展科目	管理会計演習Ⅰ（管理会計実務）	2		
応用・実践科目	上級管理会計	2			
監査系	基礎科目	財務分析	2	2単位必修	
		管理会計演習Ⅱ（米国管理会計）	2		
	発展科目	職業倫理	2		6単位以上 選択必修
		監査の基礎	2		
		監査基準Ⅰ（監査制度・監査主体）	2		
		監査基準Ⅱ（監査実施論）	2		
		監査基準Ⅲ（監査報告論）	2		
監査実務演習	2				
応用・実践科目	国際監査実務	2			
法律系	基礎科目	システム監査	2	4単位以上 選択必修	
		企業法の基礎	2		
		会社法Ⅰ	2		
		会社法Ⅱ	2		
		租税法入門	2		
		租税法の基礎	2		
		法人税法Ⅰ（法人税の基礎）	2		
	発展科目	企業法（商法総則・商行為法・金商法）	2		
		会社法演習	2		
		企業法演習	2		
		法人税法Ⅱ（法人税法事例研究）	2		
		租税法演習	2		
		所得税法	2		
		相続税法	2		
消費税法	2				
民法	2				
応用・実践科目	国際税務	2			

授業科目		単位数	備考	
経営・経済系	基礎科目	経営学	2	2単位以上 選択必修
		経営学演習	2	
		経営学応用演習	2	
		経営組織	2	
		経営倫理	2	
		マクロ経済学	2	
	発展科目	経営管理	2	
		経営戦略	2	
		コーポレート・ファイナンス	2	
応用・実践科目	マーケティング	2		
	中国ビジネス	2		
	ナレッジマネジメント・ERP	2		
情報・統計系	基礎科目	経営情報システム	2	区分B (情報科目) 2単位以上 選択必修
	発展科目	情報システムの分析と設計	2	
		データベースマネジメント	2	
	応用・実践科目	情報セキュリティ	2	
		会計ソフト実務	2	
	基礎科目	統計学Ⅰ(基礎)	2	
発展科目	統計学Ⅱ(応用)	2		
	統計学演習	2		
個別指導		会計専門職基礎演習Ⅰ	2	区分C (演習・指導科目) 2単位以上 選択必修
		会計専門職基礎演習Ⅱ	2	
		会計専門職発展演習Ⅰ	2	
		会計専門職発展演習Ⅱ	2	
		会計専門職応用演習	2	
		会計専門職実務演習Ⅰ	2	
		会計専門職実務演習Ⅱ	2	
		演習(論文指導)Ⅰ	4	
		演習(論文指導)Ⅱ	4	
		会計学実践講義基礎Ⅰ(個別財務諸表)	2	
		会計学実践講義基礎Ⅱ(会計規則・会計基準)	2	
		会計学実践講義応用Ⅰ(コーポレート・ファイナンスの理論)	2	
		会計学実践講義応用Ⅱ(コーポレート・ファイナンスの実務)	2	
		会計学実践演習	2	
		会計学入門演習	2	

修了要件

会計大学院の学生は、次に定めるところにしたがって合計52単位以上を修得しなければならない。

- 1 必修科目 2単位
 - 監査系科目「職業倫理」 2 単位
- 2 選択必修科目 合計 36単位以上
 - 財務会計系科目 12 単位以上
 - うち区分A(国際科目)より2単位以上
 - 管理会計系科目 8 単位以上
 - 監査系科目 6 単位以上
 - 法律系科目 4 単位以上
 - 経営・経済系科目 2 単位以上
 - 区分B(情報科目) 2 単位以上
 - 区分C(演習・指導科目) 2 単位以上
- 3 「演習(論文指導)Ⅰ」及び「演習(論文指導)Ⅱ」(合計8単位)を履修する者は、この2科目8単位を必ず修得しなければならない。
- 4 1年間に履修登録することのできる単位数の上限は38単位とする。

別表第2の(1)

(単位 円)

入学受験料	35,000
-------	--------

別表第2の(2)

(単位 円)

入学金	150,000
-----	---------

別表第2の(3)

(単位 円)

授業料	1,200,000
-----	-----------

別表第2の(4)

(単位 円)

施設設備費	200,000
-------	---------

在学期間中毎年徴収する。

別表第2の(5)

(単位 円)

在籍料	前期	150,000
	後期	150,000
	通年	300,000

別表第2の(6)

(単位 円)

研修料	前期	63,000
	後期	63,000
	通年	126,000

※研修料は、消費税(5%)の税額を含む。